

2009年12月1日

金融庁総務企画局信用制度参事官 室御中

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための
臨時措置に関する内閣府令（案）」にかかる意見書

（意見提出者及び連絡先）

一般社団法人流動化・証券化協議会
証券化技術を使ったバンキングWG

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館 3F

TEL: 03-3580-1156

FAX: 03-3580-1157

平成21年11月30日付公表されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（案）」（以下、「内閣府令案」）について、下記のとおり意見を申し述べます。

件名：債権が委託者から受託者へ譲渡された場合の取扱いについて、プロパー債権と同様の取扱いができない点について
意見の箇所 内閣府令案第1条その他

流動化・証券化のスキームにおいては、貸手が保有する債権を信託銀行に譲渡する場合、信託設定された貸付債権にかかる受託者たる信託銀行は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「本法」）第4条または第5条にいう債務者からの「申込み」（以下、「本法の申込み」）を受けた場合に、専ら自らの判断によって「弁済に係る負担の軽減に資する措置」を講じることができないため、当該受託者の銀行勘定で固有財産として保有している債権（いわゆる「プロパー債権」）につき同様の本法の申込みがあった場合とは異なる対応を取ることが考えられる。これは、受託者たる信託銀行が、関連する信託契約における合意内容並びに受益者及び委託者等の関係者の判断に拘束されるためである。信託銀行において、このような事情を踏まえた運用がなされることにつき、本法及び内閣府令案の主旨に反するものでないと理解しているが、このような理解でよいか。

以上